

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根原子力発電所 保安規定）【18】
2. 日時：令和6年1月17日 13時30分～18時15分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

齋藤安全規制調整官、寺野管理官補佐、福原管理官補佐、  
皆川管理官補佐、宮本上席安全審査官\*、義崎上席安全審査官、  
秋本主任安全審査官\*、片桐主任安全審査官\*、小林主任安全審査官、  
建部主任安全審査官\*、伊藤（拓）安全審査官、大塚安全審査官\*、  
小野安全審査官\*、中原安全審査官\*、平本安全審査専門職\*、  
宮崎安全審査専門職、伊藤（謙）原子力規制専門員

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 部長（原子力品質保証） 他11名

電源事業本部 放射線安全グループ マネージャー 他16名\*

北海道電力株式会社

原子力事業統括部 原子力運営グループ 副主幹 他2名\*

東北電力株式会社

原子力本部 原子力部 課長 他2名\*

東京電力ホールディングス株式会社

原子力運営管理部 保安管理グループ グループマネージャー 他2名\*

中部電力株式会社

原子力部 総括・品質保証グループ 副長\*

日本原子力発電株式会社

発電管理室 室長代理 他5名\*

電源開発株式会社

原子力技術部 原子力計画室（建設管理） 課長 他1名\*

## 5. 要旨

(1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の内容について、令和5年8月24日、12月21日、令和6年1月11日及び1月15日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【原子炉施設保安規定変更に係る説明資料（先行BWRプラントとの比較表）】

- 第5条第1項(4)について、保安規定に記載すべき内容とマニュアルに記載すべき内容とを整理し説明すること。
- 第5条第1項(4)、(12)及び(14)について、監視・評価の対象とする業務を明確にし説明すること。

【新規制基準への適合性確認に係る保安規定変更認可申請(補正)について(原子力安全文化の育成および維持活動体制の見直し) コメント回答】

- 内部監査部門を監視・評価の対象としていない理由を説明すること。
- 監視評価グループについて、電源事業本部の内部又は外部いずれに設置することが適切かを比較検討した内容がわかるよう説明すること。
- 保安規定の変更内容について、設置許可の本文十一号との整合性を整理して説明すること。
- 原子力強化プロジェクトの体制、役割及び業務内容について、設立当時と現在の状況を示すこと。

【新規制基準への適合性確認に係る保安規定変更認可申請(補正)について(SA設備の LCO/AOT コメント回答)】

- RHAR ポンプの分解を伴う除染を行う場合について、放射性物質を完全に除去することは困難とした考え方を説明すること。

【テストタンクを水源とした残留熱代替除去系の確認運転について】

- RHAR のサーベイランスについて、流路の健全性確認に係る合否判定の考え方を具体的に説明すること。
- RHAR のサーベイランスについて、ポンプの性能確認だけでなく流路の健全性確認に係る内容を保安規定へ反映する必要があるか確認し、説明すること。

【原子炉主任技術者の職務の見直しについて】

- 炉主任が原子力安全監理部門部長又はマネージャー(監視評価)を兼務する場合の原子力安全監理部門の独立性について、炉主任の活動が監視評価グループの監視評価の対象となり得るのかも含め、説明すること。

- (3) 中国電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：

なし